

専決処分した事件の報告について

霧島市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

平成30年6月4日 提出

霧島市長 中 重 真 一



専決第2号

霧島市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

霧島市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成30年4月27日
霧島市長 中重 貞一



霧島市条例第29号
平成30年4月27日

霧島市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重真一

霧島市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市長等の給与等に関する条例（平成17年霧島市条例第61号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（平成30年5月1日から31日までの教育長の給料月額の特例措置）

- 19 教育長の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、平成30年5月1日から31日までの間は、同条に規定する額から当該額の100分の10を減じて得た額とする。
- 20 退職手当を計算する場合における教育長の給料月額は、前項の規定にかかわらず、第2条に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成30年5月1日から施行する。

